

興行場における構造基準等（令和6年2月更新）

該当箇所	盛岡市興行場法施行条例		興行場法第2条、第3条関係基準条準則（昭和59年4月24日厚生省環境衛生局長通知、平成27年7月31日改正）										
設置場所	2-(1)	水はけが良い場所 （※排水及び防湿のための有効な措置が講じられている場合は、この限りでない）	【排水及び防湿のための有効な措置】 耐水性の材料による排水溝の設置等、排水・清掃が容易 施設の床面が、コンクリートその他の不浸透性材料で覆われ、又は床が地盤面から45cm以上の高さにある等										
	2-(2)	採光・換気に必要な空間を確保できる場所 （※有効な措置が講じられている場合は、この限りでない）											
客席部	3-(1)-7	食堂、ロビー、便所、売店等と隔壁等により区画	入場者が、容易に移動、着席及び出入りができる広さ 清掃及び消毒が容易にできる構造設備 十分な広さ及び高さ 事故時に容易に避難できるような適当な数および広さの出入口、適当な数及び広さの観覧席 各階の観覧室、廊下等に温度計及び湿度計を入場者に見えるような適当な位置に設けること										
	3-(1)-1 3-(1)-9	舞台部と区画 【階上の客席部を設ける場合】階下にごみ等が落ちないように措置											
喫煙場所	3-(2)-7	たばこの煙が客席部に流入しない構造 （※興行場における喫煙を禁止する場合は、この限りでない）	設ける場合は、出入口から極力離す タバコの煙が喫煙室の外に流出しない構造										
	3-(2)-1	たばこの煙を興行場の外に直接排出できる装置（※同上）	床面は、不燃材料または難燃性を有する材料で築造するなど適当に不燃措置を講じること										
	4-(2)	喫煙場所以外での喫煙を禁止する旨の案内、禁煙及び喫煙場所である旨を場内の適当な場所に表示 （※興行場における喫煙を禁止する場合は、その旨の案内を行うとともに、場内の適当な場所に表示）											
便所	3-(3)-7	くみ取便所としないこと （※興行場の敷地内又はその付近に下水道その他これに類する排水施設がない場合等にあつては、改良便槽とすることができる）	窓又は換気設備を設けた水洗式便所 改良便槽とする場合は、便所の窓その他の開口部には、昆虫の侵入を防止するための設備										
	3-(3)-1	男子用及び女子用に区画し、入口にその旨を表示	最低限、男性用大便所及び女性用便所を一か所以上、場内に設けること、ただし小規模施設は近接して需要を満たせる規模の便所が利用できれば可 観覧室が複数階の場合は各階に男性用及び女性用に区画して設置し、表示すること、ただし中間階に設置する場合はこの限りでない 男性用便器及び女性用便器の合計は原則として各階の観覧室の床面積に応じた次の表によること										
	3-(3)-9	各階に設け、各階ごとの便器の数は次のとおり (7) 客席床面積合計 $\leq 200\text{ m}^2$ 床面積20 m^2 につき1以上 (4) $200\text{ m}^2 <$ 客席床面積合計 $\leq 500\text{ m}^2$ (7)+200 m^2 を超える30 m^2 につき1以上 (6) $500\text{ m}^2 <$ 客席床面積合計 (4)+500 m^2 を超える50 m^2 につき1以上	<table border="1"> <thead> <tr> <th>床面積</th> <th>床面積別の最少</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>300 m^2以下</td> <td>15 m^2ごとに1個</td> </tr> <tr> <td>300 m^2を超え600 m^2以下</td> <td>20個+(床面積-300 m^2)につき20 m^2ごとに1個</td> </tr> <tr> <td>600 m^2を超え900 m^2以下</td> <td>35個+(床面積-600 m^2)につき30 m^2ごとに1個</td> </tr> <tr> <td>900 m^2を超えるとき</td> <td>45個+(床面積-900 m^2)につき60 m^2ごとに1個</td> </tr> </tbody> </table>	床面積	床面積別の最少	300 m^2 以下	15 m^2 ごとに1個	300 m^2 を超え600 m^2 以下	20個+(床面積-300 m^2)につき20 m^2 ごとに1個	600 m^2 を超え900 m^2 以下	35個+(床面積-600 m^2)につき30 m^2 ごとに1個	900 m^2 を超えるとき	45個+(床面積-900 m^2)につき60 m^2 ごとに1個
			床面積	床面積別の最少									
	300 m^2 以下	15 m^2 ごとに1個											
	300 m^2 を超え600 m^2 以下	20個+(床面積-300 m^2)につき20 m^2 ごとに1個											
	600 m^2 を超え900 m^2 以下	35個+(床面積-600 m^2)につき30 m^2 ごとに1個											
900 m^2 を超えるとき	45個+(床面積-900 m^2)につき60 m^2 ごとに1個												
3-(3)-1	前記ウの便器の数は男女ほぼ同数とし、男子用は小便器5以内ごとに大便器1以上	男性用便器と女性用便器の数は、女性の方が長い時間必要となる事実、興行場の業種、規模及び用途、男女別の利用者等を反映したものとす。 男性用大便器は、小便器5個以内ごとに1個以上 ※座便式便器等、小便器と兼用できる便器の場合、割合の変更可 出入口は直接観覧席に開口しない、ただし次室を設けた水洗便所で衛生上支障がない場合は可											
3-(3)-1	客席に接して出入口を有する場合、前室を設けること	床面・腰張り（1m以上）は、不浸透性の材料で、清掃が容易な構造 便器は、陶磁器製の不浸透性の材料											
3-(3)-4	清浄な水を十分に供給できる適当数の流水式手洗設備	適当な数の正浄な水を供給できる流水式手洗い設備を設けること											
4-(5)	定期的に殺虫及び消毒を行い、常に衛生的に保つこと												
照明設備	3-(5)	場内（入場者が利用する場所）に以下の照度及び機能を有する照明設備が設けられていること ア 場内（出入口、売店及び入場券売場を除く）の照明設備は、床面において150Lux以上	施設は、床面から80cmの高さの全ての所で照度100Lux以上 ※入場者の衛生及び興行に支障のないよう特に定める場合を除く 観覧室、ロビー、休憩室、廊下、階段、便所及びその他の入場者が利用する場所並びに電気・機械室は、床面において150～300Lux 観覧室、ロビー、休憩室、階段、出入口、非常口、便所及びその他の入場者が利用する場所は、床面において30～70Luxを満たす電源の異なる補助照明設備 映写室、モニター室は、床面から40cmの高さ（座業高）の全てにおいて70～150Lux 舞台には、演技等に必要な照度を充たす機能を有する照明設備										
		イ 映画館の客席部の照明設備は、電圧昇降器等による漸減式照明ができるもの	映画の映写等のため観覧室の消灯を行う場合、電圧昇降器等による漸減式照明方法ができる照明設備										
		ウ 客席部の通路の補助照明設備は、映写中又は演劇中においても床面において0.2Lux以上	観覧席は、映写中又は演劇中であっても客席の床面の全ての所において0.2Lux以上										
		エ 出入口、売店及び入場券売場の照明設備は、床面から0.8mの高さにおいて200Lux以上	出入口、売店、楽屋、入場券売場は、床面から80cmの高さの全ての所において、200～700Lux（※入場券売場は、局部照明の併用可）										
	4-(3)	照明設備は、定期的に保守点検し、常に適正な照度を保つこと											

該当箇所	盛岡市興行場法施行条例		興行場法第2条、第3条関係基準条例準則（昭和59年4月24日厚生省環境衛生局長通知、平成27年7月31日改正）
機械換気設備	3-(4)	客席部、食堂、ロビー及び便所には、それぞれ機械換気設備（空気調和設備を含む）が設けられていること	換気能力は、床面積1㎡当たり毎時75㎡以上 次の機械換気設備は、それぞれ専用（独立系統）で、他の系統と区別（ア）観覧室（イ）調理室（ウ）喫煙室（エ）便所（オ）食堂 機械換気設備の外気取入口は、汚染された空気を取り入れない位置に設け、清浄度が不十分な時は、空気を浄化する適当な設備を設ける 給気口は、取り入れた空気の分布を均等にし、空気の流れが滞留しないような良好な気流分布を得るため適当な吹出機能のもの 排気口は、廃棄を効果的にできる適当な吸引機能なもの 送風機（給気用・排気用）は、風道その他の抵抗及び外風圧に対して、安定した風量が得られる機能を有し、風道は、漏れが少ない気密性の高い構造で、容易に劣化しまたは吸気を汚染する恐れのない材料とする 観覧室の床面積が400㎡を超えるもの又は地下に観覧室があるものは、空気調和設備若しくは第一種機械換気設備 地上に施設がある場合、観覧室の床面積が150㎡を超え400㎡以下のものは、空気調和設備又は第一種若しくは第二種（甲）機械換気設備 ※排気口からの排気が施設外に排出できる場合及び給気口からの外気が不足するおそれがない場合は、第二種（乙）又は、第三種（乙）の機械換気設備を設けることができる 換気方式による機械換気設備の区分 ①第一種 給気用送風機と排気用送風機との併用によるもの。 ②第二種 給気用送風機と自然排気口との組合せによるもので、次のようにさらに区分する。 甲 排気を直接施設外に排出するもの。 乙 排気を廊下その他の部屋を通して、間接に施設外に排出するもの。 ③第三種 排気用送風機と自然給気口との組合せによるもので、次のようにさらに区分する。 甲 給気を直接施設外から導入するもの。 乙 給気を廊下その他の部屋を通して、間接に施設外から導入するもの。
	4-(1)	機械換気設備は、定期的に保守点検し、十分に運転すること	機械換気設備の重要な部分は、保守点検、整備が容易にできる構造
防そ防虫	3-(6)	外部に開放されている窓、給気口、排気口等に、ねずみ、昆虫等の侵入を防止するための金網等の設備	ねずみ、昆虫の侵入を防止するため、外部に開放されている窓、給気口等に金網等を設けること
	4-(6)	ねずみ、昆虫等を駆除するための巡回点検及び駆除作業を定期的実施すること	
清掃	3-(7)	適当な数の清掃用具等を衛生的に保管できる専用の設備	適当な数の清掃用具と保管設備、必要に応じ散水用具
	4-(4)	興行場及びその周囲は、常に清潔に保つこと。	観客のサービスの用に供する座布団等を使用する場合は、施設に清潔で衛生的に保管できる設備
泥除け	3-(8)	入口に履物に付着した泥土を除去するための敷物	土足で入るところは、入口に泥土を除去するためのマット（敷物）等
ごみ箱	3-(9)	適当な場所に設置	不透水性の材料、汚液（汚水を含む）、ゴミ等が飛散流出しない構造の適当な数のごみ箱 観覧室の床面積が400㎡以上の大規模な施設にあっては、ゴミを置く集積場
救護体制	4-(7)	救急医薬品及び衛生材料を備えておくこと	
	4-(8)	入場者の救護について迅速かつ適切に対応できる体制を確立しておくこと	
定員	4-(9)	入場定員を超えて入場させないこと	

※客席部が屋外に面している興行場並びに仮設及び臨時の興行場について適用除外規定があるもの

- 例1) 野球場における「客席部の機械換気設備の設置」、「外部に開放されている窓等に金網等の設置」、仮設興行場における「各階ごとに便所の設置」、など施設の形態から特に設置する必要性が低いと判断される場合
- 例2) 野球場における「機械換気設備の保守点検等」、換気設備が設けられていない仮設興行場における「機械換気設備の保守点検等」、施設の形態から特に設置する必要性が低いと判断されるものに付随する衛生措置の場合